

委任状

年 月 日

三重県自動車税事務所長 あて

委任者(納税義務者)

住所・所在地

氏名・名称

印

電話番号

下記のとおり自動車税還付金の受領を委任します。

実印を押印してください。
ただし、領収証書(払込金受領証)
原本を添付する場合に限り認印可

還付金の内容(登録番号、車台番号、還付原因は必ず記載してください)

登録 番号	標板	英数字	かな	数字	車台番号 (下4桁)		添付書類 (チェック欄)	☐ 印鑑証明書(又は写し) ☐ 領収証書(払込金受領証)
	三・三重・鈴鹿 四日市・伊勢志摩							
	※委任者が所有していた時の登録番号を記載してください。				年度	年度		
還付原因		年 月 日 (抹消・重複納付・その他)				税 目		自動車税

添付書類 (右記以外の添 付書類は不要)	※ い ず れ か ※	印鑑証明書	・発行後1年以内、写し可。ただし、4月から12月までに提出する場合、1年以内であつても前年発行(12月以前)の印鑑証明書は使用できません。 ・委任者の押印が実印であること。 ・重複納付の場合は、印鑑証明書ではなく重複分の領収証書原本が必要です。
		領収証書原本 (払込金受領証原本)	・領収日付印の押印があるもの。納税証明書ではありません。 ・ペイジーが利用可能な納付書で、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付された場合は、払込金受領証が領収証書になります。
・委任者(納税義務者)の住所・氏名等が転居・婚姻等により変わっている場合は、住所・氏名等のつながりが確認できる書類(住民票、戸籍抄本、商業登記簿謄本等)を添付してください。(写し可)			
提出期限 (必着)	還付原因が1日から15日		同月の22日
	還付原因が16日から月末		翌月の7日
・提出期限が休日等の場合はその翌開庁日となります。 ・提出期限を過ぎて提出された場合は、受付できませんので納税義務者に還付されます。			

受任者(還付金を受領する者)

住 所 所在地	〒 -		
氏 名 名 称	電話番号 -		
還付金の 受領方法 選択 ☒	☐ 下記口座へ振込を希望する * 口座を変更された場合、今後変更後の口座へ振込となります。		
	金融機関	銀行・組合 信用金庫	
	種別	普通(総合口座) 当座	口座名義 (カナ) * 受任者名義に 限ります。
	口座番号 (右詰記入)		
	支店 出張所		
	☐ 申請済口座に還付を希望する * 前回、口座振込をご利用いただいた口座となります。		
	☐ 口座振込を希望しない * 送金通知書を交付しますので、百五銀行窓口での受取となります。 (再委任できませんので送金通知書の委任状欄は使用できません。)		

提出
先

514-0303 三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-1

(三重県自動車会議所会館内)

三重県自動車税事務所 還付担当あて

電 話 059-253-8056 ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/>

自動車
税事務
所使用
欄

受 付 印

【 注意事項 】

- * 4月1日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
- * 委任者欄を含む各記載欄について、記載・押印漏れが無いようにしてください。
記載漏れ、記載誤り、押印漏れ等不備があった場合は、返送又は納税義務者に還付することがあります。
- * 提出後、年度末(3月末)までに還付金が発生しない場合はこの委任状の効力は失われます。
ただし、3月16日～3月31日までに還付原因が発生した場合で4月7日までに提出されたときは、前年度分として扱います。
- * この委任状は自動車税事務所へ提出された場合のみ有効です。
- * 委任状が提出された場合でも、納税義務者(委任者)に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により、当該未納の徴収金に充当等され、委任状の受任者に還付できないことがあります。
- * 当該委任状は、自己情報の開示請求等により、委任者に開示することができます。